

高岡市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

平成 30 年 7 月策定

令和 7 年 12 月改訂

令和 8 年 8 月改訂

1 ネーミングライツ導入の目的

高岡市（以下「市」という。）では、市有施設等（以下「施設等」という。）の名称に、法人名又はブランド名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を次の目的のために導入することとします。

- ・施設等の持続可能な運営のための新たな安定的な財源を確保する。
- ・ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）とともに施設等の魅力を高め、市民サービスの向上を図る。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、市とネーミングライツ・パートナーとの契約により、施設等の名称を広告媒体として、法人名やブランド名等を冠した愛称を付与する代わりに、対価（以下、「ネーミングライツ料」という。）を得るものです。

ネーミングライツは、愛称を付与するものであり、条例等で定める施設等の本来の名称を変更するものではありません。また、施設等の所有権、経営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとします。

3 導入対象施設等

ネーミングライツを導入できる対象施設として、スポーツ施設、文化施設、道路、公園などが想定されます。本市では、不特定多数の市民が利用し、市や施設等のPR効果やネーミングライツ・パートナーのイメージアップが期待できるもの、一定のネーミングライツ料が見込めるようなものを対象として、個々の設置目的や利用状況等を踏まえ、選定します。

なお、施設全体だけではなく、施設の一部機能（例：ホール）のみの募集も対象とします。ただし、愛称を付与することになじまない庁舎や学校、保育園等は対象外とします。

対象施設が指定管理者制度を既に導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすることとします。

4 ネーミングライツ料の取扱いについて

ネーミングライツ料は、原則として特定財源とし、その施設の経常的な費用に充てるものとします。

5 導入の手続き

(1) 事前相談

ネーミングライツの趣旨に即した企画提案を法人等から随時受け付けます。チェンジ推進課までお電話やメールにてご相談ください。対象施設や提案内容などについて伺った後、ネーミングライツ事前相談書(様式1)のご提出を依頼する場合があります。

【連絡先】 高岡市市長政策部チェンジ推進課政策推進係

電話番号：0766-20-1320

メールアドレス：change@city.takaoka.lg.jp

(2) 庁内検討

チェンジ推進課は、施設を所管する担当課(以下「施設所管課」という。)と施設の現在の利用状況や愛称を導入することによる支障の有無等から、当該施設におけるネーミングライツ導入の可否について検討します。導入が決定した施設については、公募によるネーミングライツ・パートナーの選定手続きに移行します。なお、関係法令に抵触する等、明らかに実現性が低いと判断できる提案については、その理由等をお伝えしたうえで、再検討をお願いする場合があります。

6 ネーミングライツ・パートナーの選定

(1) 公募の実施

施設等にネーミングライツを付与する際には、競争性及び公平性確保の観点から、チェンジ推進課においてネーミングライツ・パートナーの募集を公募により行います。公募にあたっては、市ホームページ等に掲載するほか、報道機関への情報提供を行います。

募集要項には、次の事項を記載するものとします。

- ① 目的
- ② 対象施設の概要
- ③ 付与する権利の内容及び愛称の条件
(愛称の一部には「〇〇〇〇」の字句を用いること等)
- ④ 希望契約価格(単年分の全額)
- ⑤ 希望契約期間
- ⑥ 募集期間
- ⑦ 応募資格
- ⑧ 提出書類
- ⑨ 応募方法
- ⑩ 選定方法
- ⑪ 費用負担
- ⑫ 契約の解除
- ⑬ 留意事項

⑭ 問い合わせ先

(2) 公募の条件

次の条件でネーミングライツ・パートナーを公募します。

ア 契約期間

原則3年以上とし、当該契約期間の決定については、施設等の管理・運営形態、施設再編の見通し等に応じて決定します。指定管理者制度導入施設については、指定管理期間を考慮し、適切な期間を設定します。

イ ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、対象施設の維持管理費、事業等の必要経費や利用者数、広告価値等を参考に、他自治体における類似事例なども考慮し、施設ごとにネーミングライツ料を算定します。

ウ 応募資格

概ね次の条件を満たす者とし、施設等の特性や実情等を考慮し、これ以外の事項についても必要に応じ、募集要項で規定します。

- ① ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人もしくはそれに類する団体であること。
- ② 次に掲げるものでないこと。
 - ・高岡市広告事業実施要綱第4条に該当するもの。
 - ・政治団体又は宗教団体
 - ・公職※にあるものが役員を務める団体
 - ・その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるもの。

※公職とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

- ③ 国税、県税及び市税の滞納がないこと。

エ 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更・新設		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※1 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※2 印刷物や市ホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものからとします。

7 愛称

(1) 愛称の条件

- ・市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとします。
- ・施設の特性に応じて必要により特定の地名やキーワードを含める場合や、既に公募等により愛称を付している施設においてネーミングライツを実施する際に、その愛称を活かす場合等において、市が希望する条件を設定できることとします。
- ・愛称が定着するまでの期間（概ね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。
- ・ネーミングライツは愛称であるため、条例等で定める施設名は変更しません。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると判断したものは、愛称の対象としないこととします。

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- ③ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題その他についての主義、主張にあたるもの
- ⑦ 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ⑧ その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(3) 愛称の変更

市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更はできないこととします。

8 応募方法等

(1) 募集期間

原則 30 日間以上の募集期間を設定します。

(2) 応募者の提出書類

応募者の提出書類は、その都度募集要項に記載します。基本的には以下のとおりとします。

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（様式2）
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書（申請者が個人の場合は「所得証明書」）
- ④ 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- ⑤ 直近1年における国税、県税及び市税に滞納がない証明書（市税については完納証明書、国税及び県税については納税証明書）

※納期未到達であり、証明書に記載のない税がある場合は、併せて前事業年度分の

証明書を提出すること

- ⑥ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑦ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- ⑧ その他施設の所管部局で必要と認めるもの

9 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

公募（提出書類）の審査を行うため、高岡市ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、優先交渉権者を選定します。

(2) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定にあたっての審査基準は別紙のとおりとし、選定委員会の審査後、市長決裁にて優先交渉権者を決定します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者・提案者にネーミングライツ・パートナー選定結果通知書（様式3）により通知します。

なお、選定委員会事務局はチェンジ推進課が担当し、優先交渉権者決定以降は施設所管課が主体となり手続きを進めます。

(4) 優先交渉権者との協議

施設所管課は、審査により優先交渉権者として決定したものと協議を行います。また、優先交渉権者との協議が整わず、当該優先交渉権者が応募を辞退した場合は、次点順位の応募者と協議を行います。なお、上記協議と並行して、適宜、関係機関や関係課と協議することとします。

10 契約及び公表

(1) 契約の締結

協議が整った場合には、施設所管課とネーミングライツ・パートナーはネーミングライツ契約を締結します。

契約書に定める主な事項は次の通りです。

- ① 契約期間に関すること
- ② ネーミングライツの付与に関すること
- ③ ネーミングライツに付帯する名称表示サインの変更、その他の諸権利等に関すること
- ④ ネーミングライツ料の金額及び納入方法に関すること
- ⑤ 契約の解除に関すること
- ⑥ 損害賠償に関すること
- ⑦ 法令の遵守、秘密保持に関すること

- ⑧ 権利譲渡等の禁止に関する事
 - ⑨ その他必要な事項
- など

(2) 公表

優先交渉権者と協議の上、広報紙及び市ホームページを通じてネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間、審査結果等について公表します。なお、ネーミングライツ・パートナー以外の応募者名は公表しません。

1 1 愛称の周知

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関へ周知し、使用を促します。特に地図など新たに当該施設に係る印刷物を発行するときには、必ず愛称を使い、積極的に定着を図ります。

1 2 契約の解除等

(1) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、ネーミングライツ契約解除申出書（様式4）を施設所管課に提出することにより、契約の解除を申し出ることができることとします。

(2) ネーミングライツの取消し

次のいずれかに該当するときは、市はネーミングライツの付与を取り消すことができることとし、ネーミングライツ付与取消決定通知書（様式5）により、施設所管課からネーミングライツ・パートナーに通知します。

- ① 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき
- ② ネーミングライツ・パートナーが、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- ③ ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- ④ ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき
- ⑤ その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるとき

(3) ネーミングライツ料等の返還

契約満了前であっても、すでに納付されたネーミングライツ料は、原則、返還しません。また、契約の解除に伴い必要となる看板撤去、標識等の原状回復等の費用についても、原則ネーミングライツ・パートナー側の負担とします。

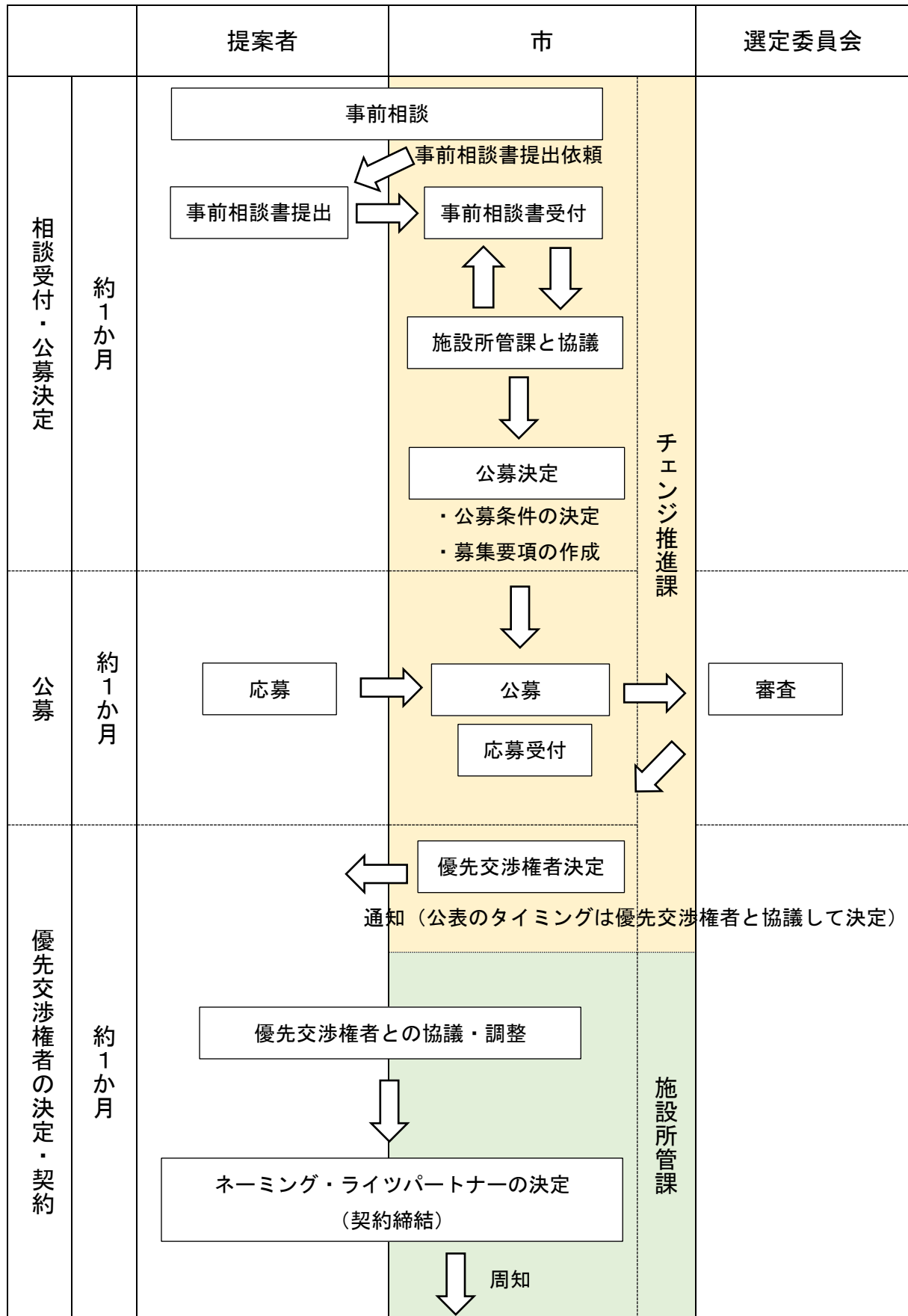
1 3 契約期間の更新

施設所管課は当該施設について、契約期間満了1年前までにネーミングライツの継続実施を判断します。施設所管課がネーミングライツの継続実施を判断した場合で、現ネーミングライツ・パートナーが引き続き契約更新しようとするときは、契約期間満了

6 か月前までにネーミングライツ・パートナー更新申込書（様式6）を施設所管課に提出することにより申請するものとします。

なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツを導入中の施設においては、現ネーミングライツ・パートナーが優先交渉権者となり、選定委員会において次回契約内容及び経営の安定性等をふまえ、契約更新の可否について審査します。

ネーミングライツ契約までの流れ



【別紙】

ネーミングライツ・パートナー審査基準

1 審査方法

(1) 応募資格審査

チェンジ推進課において事前審査を行い、応募要件を満たしていないと判断された場合は失格となります。事前審査の結果は、選定委員会で報告します。

(2) 加点項目審査

選定委員は、(1) 応募資格審査の結果、要件を満たしていると判断された応募者を対象として、下記2「審査項目、審査ポイント及び配点」の審査項目に基づき得点化します。

応募が1者のみの場合

- ・各選定委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を候補者として選定します。ただし、応募金額が市の希望金額と比較して、著しく低額の場合は選定しない場合があります。

応募が複数の場合

- ・得点化した点数のもっとも高い者を1位とし、1位とした委員の数がもっとも多い応募者を第1順位候補者としします。
- ・1位とした委員の数が同数の場合は、得点化した点数に応募者ごとに合算し、もっとも高い得点となった者を選定します。それでも候補者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツ料」の得点が最も高い応募者を第1順位候補者として選定します。

2 審査項目、審査ポイントおよび配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 施設の設置目的やイメージとの整合	20
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	10
地域貢献等	地域貢献や活動実績、スポーツ・文化振興等 に対する考え方、施設に対する考え方など	20
期 間	提案期間	10
ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	40
	合 計	100

※公募前に事前相談書の提出のあった応募者については、5点を加点します。

ただし、複数の事前相談書の提出があった場合には、加点なしとします。

【様式1】

年 月 日

高岡市長 あて

所在地
法人又は団体名
代表者職氏名

ネーミングライツ事前相談書

高岡市ネーミングライツの応募を検討するため、以下のとおり事前相談を申し込みます。

1 検討している施設等名称	
2 検討している愛称（案）	※未定の場合は、記載不要
3 検討している 愛称（案）の提案理由	
4 検討している ネーミングライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む。）
5 検討している 愛称の使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）

【事務担当者及び連絡先】

所属・氏名		
電話番号・FAX 番号	TEL	FAX
メールアドレス		

【様式2】

年 月 日

高岡市長 あて

所在地
法人又は団体名
代表者職氏名

ネーミングライツ・パートナー申込書

高岡市ネーミングライツ・パートナー募集要項に基づき、以下のとおり申込ます。

1 対象の施設等名称	
2 希望する愛称（案）	
3 愛称（案）の提案理由	
4 ネーミングライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む。）
5 愛称の使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）
6 応募動機、地域貢献や スポーツ・文化振興等 に対する支援、活動実 績等（別紙でも可）	

【事務担当者及び連絡先】

所属・氏名		
電話番号・FAX 番号	TEL	FAX
メールアドレス		

※添付資料は裏面に記載

添付資料

- ☐ 法人等の概要を記載した書類（パンフレット等）
- ☐ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書（申請者が個人の場合は「所得証明書」）
- ☐ 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- ☐ 直近1年における国税、県税及び市税に滞納がない証明書（市税については完納証明書、国税及び県税については納税証明書）
※納期未到達であり、証明書に記載のない税がある場合は、併せて前事業年度分の証明書を提出すること
- ☐ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ☐ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- ☐ その他市長が必要と認めるもの

【任意様式】

会社等概要

商号又は名称	
代表者	
所在地	〒
本業務を担当する 支社・営業所 ※本社の場合は記入不要	
設立年月日	
資本金	千円
従業員数	人
主な事業内容	
その他特記事項	

【様式3】

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

高岡市長 〇〇 〇〇 印

ネーミングライツ・パートナー選定結果通知書

年 月 日付けで提出のありました高岡市ネーミングライツ・パートナーに係る申込みについて、以下のとおり決定しましたので通知します。

1 施設等名称	
2 選定結果	☐ 採用 優先交渉権者 ・ 優先交渉権者次点 ☐ 不採用
3 愛称	
4 ネーミングライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む。）
5 契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）

【様式4】

年 月 日

高岡市長 あて

所在地

法人又は団体名

代表者職氏名

ネーミングライツ契約解除申出書

以下のとおり、高岡市ネーミングライツ・パートナーの契約解除を申し出ます。

1 施設等名称	
2 愛称	
3 契約期間	
4 ネーミングライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む。）
5 契約解除の理由	
6 契約解除希望日	年 月 日

【様式5】

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

高岡市長 〇〇 〇〇 印

ネーミングライツ付与取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した高岡市ネーミングライツの付与について、以下のとおり取消しを決定しましたので通知します。

1 施設等名称	
2 取消年月日	
3 取消理由	

【様式 6】

年 月 日

高岡市長 あて

所在地

法人又は団体名

代表者職氏名

ネーミングライツ・パートナー更新申込書

高岡市ネーミングライツ・パートナーの更新について、以下のとおり申し込みます。

1 施設等名称	
2 契約内容	☐ 現行どおり ※現行の契約内容と同一の期間で延長する場合 ☐ 変更あり ※契約内容の変更を希望する場合は、以下に変更内容を記載してください。
3 変更内容	

【事務担当者及び連絡先】

所属・氏名		
電話番号・FAX 番号	TEL	FAX
メールアドレス		

☐ 高岡市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

添付資料

☐ その他市長が必要とするもの

【事業所の内容に変更がある場合】

☐ 法人の登記事項証明書又は住民票の写し

☐ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類